

平成30年度 日南町介護福祉人材育成奨学資金貸与制度のご案内

1 制度のあらまし

・日南町介護福祉人材育成奨学資金貸与事業は、将来、日南町に在住し、介護福祉士として日南町内の介護福祉施設で高齢者の介護等に従事する人材の育成及び確保を目的として、介護福祉士の資格取得を目指す学生に対し、奨学金を貸与する事業です。

介護福祉士の資格取得を目指す学校等を卒業後、一定の条件を満たした場合には、この奨学金の返還が免除されます。

2 奨学金制度の概要

対象者	○次の要件を満たす方のうち、介護福祉士資格取得のための学校等を卒業後、日南町に在住し、日南町内の介護福祉施設において介護福祉士の業務に従事しようとする方が対象となります。 ①介護福祉士の資格取得を目指す学校等に進学する方 ②将来、日南町に在住し、日南町内において介護福祉士の業務に従事しようとする方 ③学業成績優秀で心身ともに健全であること ※ただし、日南町における他の奨学金や貸付を受けている方は、原則として、この奨学金の対象にはなりません。
募集人数	5名以内
貸付限度額	○初年度 入学金相当額、授業料・実習費相当額として1,000,000円以内 ○2年目 授業料・実習費相当額として1,000,000円以内 ※原則として2年間での資格取得を目指す方が対象となります。 ※他の支援制度を活用されることにより、入学金・授業料等の負担が生じない場合は、教科書代等自己負担される経費分を貸付限度額とします。
利息	無利子
返還免除要件	次の①②の要件のいずれかを満たした場合は、返還債務の全額を免除します。 ①学校等を卒業後に、日南町に在住し、日南町内の介護福祉施設等において介護福祉士として従事し、4年間引き続き当該業務に従事したとき。 ②在学中もしくは介護福祉士として①の業務に従事している期間中に、死亡または疾病、障がいの事由により退学、退職したとき。

3 申込期間

- ・平成30年4月1日 ～ 平成31年3月10日まで

4 申込方法

- ・募集期間内に、次の書類を添えて、日南町福祉保健課に提出してください。
(申請書、添付書類の所定様式は、日南町のホームページからダウンロードできます)
(日南町ホームページ <http://www.town.nichinan.tottori.jp/>)

- ①日南町介護福祉人材育成奨学資金貸与申請書(様式第1号)
- ②高校の調査書(進学用)もしくは就労意思確認書(様式第24号)

5 提出先及び問合せ先

- ◎日南町役場 福祉保健課

〒689-5211 鳥取県日野郡日南町生山511-5

日南町健康福祉センター内

電話0859-82-0374

※直接提出される場合は、平日午前8時15分から午後5時まで受付けます。

6 選考

- ・面接を行い、日南町介護福祉人材育成奨学資金貸与事業実施要綱等に基づき決定します。

7 その他

- ・必要に応じて、その他の書類の提出を求める場合があります。
- ・詳細については、日南町役場福祉保健課までお問い合わせください。

◎ 奨学資金貸与の決定について

1 奨学資金貸与決定までの流れ

- ・申請者から「日南町介護福祉人材育成奨学資金貸与申請書（様式第1号）」の提出があった後、日南町において書類審査、面接を行います。
- ・その結果、日南町が貸与を決定した方には、日南町から決定通知書をお送りします。

2 奨学資金の返還について

- ・奨学生は、学校等を卒業後、4年以内に奨学資金の全額を返還するものとします。ただし、次のいずれかに該当することとなった場合には、次の期間内に全額を返還することとなります。
- (1) 在学中に契約が解除された場合（1年以内に全額返還）
- (2) 退学の場合（1年以内に全額返還）
- (3) 学校等を卒業した日から1年（国家試験不合格となった場合等は3年）以内に日南町において介護福祉の職に従事しなかった場合（2年以内に全額返還）

3 奨学資金の返還猶予について

- ・次のいずれかに該当する場合、奨学資金の返還猶予の申請ができます。
- (1) 養成校において、修学中であるとき。
- (2) 大学院等において、より高度な教育を履修しているとき。
- (3) 町内の介護福祉事業所において介護福祉士として業務に従事しており、従事期間が4年未満のとき。
- (4) 災害、疾病その他やむを得ない理由により、奨学資金を返還することが困難であると認められるとき。

4 奨学資金の返還免除について

- ・次のいずれかに該当する場合、奨学資金の返還免除の申請ができます。
- (1) 学校等卒業後、日南町に居住し、日南町内の介護福祉事業所において、介護福祉士として4年間業務に従事したとき。
※4年間で満たずに退職等があった場合、その一部が返還免除となります。
- (2) 在学・在職中に死亡したとき。
- (3) 在学・在職中に疾病または障がいの事由により退学もしくは退職したとき。
※診断書及び心身の故障が業務に起因することを証する書面の添付が必要です。

5 奨学資金の貸与契約の解除について

- ・奨学生が在学中、疾病その他の事由により、卒業の見込みがないと認めるときは、貸与契約を解除することができます。また、学業成績又は素行が不良と認められる方についても、同様とします。
- ・この場合において、既に貸与した奨学資金については、1年以内に全額返還を求めるとします。

6 申請、届出に必要な書類一覧

内 容	必 要 な 書 類	様 式 番 号
奨学資金の貸与を申請するとき	奨学資金貸与申請書	様式第1号
	高校の調査書（進学用） 又は就労意欲確認書	— 様式第25号
	住民票抄本	—
貸与決定通知書を受け取ったとき （10日以内に提出）	奨学資金貸与契約書	様式第3号
	奨学資金請求書	様式第4号
連帯保証人を変更するとき	連帯保証人変更届	様式第5号
学校を卒業したとき	卒業届	様式第18号
	奨学資金返還届	様式第6号
奨学資金返還事由が発生したとき ・契約解除、退学、未就業など	奨学資金返還事由発生届	様式第7号
返還の免除を申請するとき ・4年間勤務、死亡、心身の故障等	奨学資金返還免除申請書	様式第8号
返還の猶予を申請するとき ・就学中、進学、災害、疾病等	奨学資金返還猶予申請書	様式第10号
氏名、住所を変更したとき	借受人氏名（住所）変更届	様式第13号
退学したとき	退学届	様式第14号
奨学資金の貸与を辞退するとき	奨学資金貸与辞退届	様式第15号
休学し、又は停学の処分を受けたとき	休学（停学）届	様式第16号
転学をしたとき	転学届	様式第17号
卒業したとき	卒業届	様式第18号
介護福祉士の登録をしたとき	介護福祉士登録届	様式第19号
町内で介護の業務に就業したとき	就業届	様式第20号
就業場所が変わったとき	就業先変更届	様式第21号

内 容	必 要 な 書 類	様 式 番 号
介護等の業務を退職した時	退職届	様式第22号
奨学資金振込口座を変更したとき	振込口座変更届	様式第23号
借受人が死亡したとき	借受人死亡届	様式第24号

これらの様式は、日南町のホームページからダウンロードできます。

日南町介護福祉人材育成奨学資金貸与事業についての
お問い合わせは、下記にお願いします。

日南町役場 福祉保健課

〒689-5211

鳥取県日野郡日南町生山511-5

日南町健康福祉センター内

担当：梅林、長崎

電話 0859-82-0374